

令和7年度キッザケアながさき実施運営業務委託 仕様書

1. 業務名 令和7年度キッザケアながさき実施運営業務委託

2. 目的

小中学生及び保護者が介護の仕事を身近に感じ、その重要性や魅力を正しく理解してもらうため、介護の仕事の参加型体験イベント「キッザケア()」を開催し、将来的に介護・福祉を学ぶ学生や介護人材を増やす。

キッザケア：介護現場で活躍する職種の業務を実際に体験するイベント

「キッザケア」の商標は社会福祉法人あかね(兵庫県)が保有しており、長崎県が商標使用の承諾を得ている。

3. 実施期間 委託契約締結日から令和8年3月19日まで

4. 業務内容

当該業務の目的を達成するために、受託者は、下記の(1)～(6)を実施すること。

(1) 介護の魅力啓発・広報イベント(キッザケアながさきプレイベント)及び仕事体験イベント「キッザケアながさき」の企画・運営・実施

下記の2種類のイベントを開催すること。

【イベント 1】介護の魅力啓発・広報イベント(キッザケアながさきプレイベント)
○仕事体験イベント「キッザケアながさき」の集客促進及び介護の仕事の理解を促進するためのイベントを企画・運営・実施すること。

(ア) 当イベントの実施場所と実施期間

- ・県内で2回以上実施することとし、集客に優れ、かつ、スムーズにイベントが実施可能な会場を選定すること。(駅前・商業施設等の屋外または屋内イベントスペースを想定)

- ・実施日は、小中学生及びその家族が参加しやすい日程を設定すること
(11～2月の期間を想定)

(イ) イベントの対象者

- ・一般県民(小中学生及びその保護者をメインターゲットとするが、イベント参加者は幅広く対象とする)

(ウ) イベント参加費

- ・参加費は無料とする。

(エ) イベント内容について

- ・介護職の魅力を伝えるブースや簡易な介護体験コーナー(車いす操作、介護テ

クノロジー機器の体験等)など、参加者が介護の仕事に興味を持ってもらえる内容とすること。

- ・別に開催する仕事体験イベント「キッザケアながさき」の参加申込を促進するためのPRをおこなうこと。

【イベント 2】仕事体験イベント「キッザケアながさき」

- 体験プログラムを実施する仕事体験イベント「キッザケアながさき」を企画・運営・実施すること。
 - 実施にあたっては、(エ)で作成した実施計画に基づき各体験プログラムを実施することとし、小中学生に、より積極的に体験に参加してもらうための工夫や、仕事に対する報酬となるような参加特典または会場で使用できる通貨の支払いを行うなど、小中学生が働くことの達成感を味わい、楽しめるような企画とすること。なお、これにかかる費用についても当委託事業の委託料に含めるものとする。
- 職場体験ブースのほか、保護者向け介護の情報発信ブースを設置すること(介護福祉士養成校、福祉系高校、介護のしごと魅力伝道師等の5程度のブースを想定)。

(ア) 当イベントの実施場所と実施期間

- ・県内で1回以上実施することとし、集客に優れ、かつ、プログラムをスムーズに実施可能な会場を選定すること。(イベントのうち1回は県央地区(諫早市又は大村市)で実施すること)
- ・実施日は、小中学生及びその家族が参加しやすい日程を設定すること(11~2月の期間を想定)

(イ) イベント参加費

- ・参加費は無料とする。

(ウ) 体験プログラムの実施について

- ・一人当たりの体験時間は2時間程度を上限とし、必要に応じて休憩時間を設けること。
- ・体験プログラム数については、選択制や複数プログラムのコースとすることも可能とする。ただし、介護福祉士の体験プログラムは必須とする。

(エ) 仕事体験プログラム作成

- ・県と協議のうえ、概ね小学1年生~中学2年生を対象とした仕事体験プログラム(以下、「体験プログラム」という。)を作成すること。
- ・体験プログラムごとに体験の内容、体験に要する時間、参加可能人数、スタッフの人数等が記載された計画(以下、「実施計画」という。)を作成し、提出すること。
- ・契約後、イベントの仕事体験ブースの運営スタッフとして参加する県内介護事

業所の職員数は、県と協議のうえで決定し、県を通し、関係機関へ参加要請すること。

- ・なお、参加人数は 400 名以上を目標とする。
- ・体験プログラムの作成にあたっては、以下の（ ）～（ ）に留意すること。
 - （ ）介護事業所で働く【介護福祉士】【看護師】【理学療法士・作業療法士】【管理栄養士・調理師】の職種ごと・業務内容ごとのプログラムを作成すること。なお、どの職種においても、病院等の医療機関で働く場合の業務ではなく、介護事業所で働く際の業務内容を体験できるものとする。
 - （ ）年齢に合った難易度を設定し、興味を引くプログラムとすること。年齢区分は自由提案とするが、中学生等向けのプログラムについては、実際の介護現場で働く際の業務内容を取り入れるなどにより実践的なプログラムとなるよう工夫すること。
 - （ ）イベントの仕事体験ブースの運営スタッフとして参加する県内介護事業所の職員からの意見聴取や協議を行い、よりよいプログラムを作成すること。
 - （ ）介護現場で使用されている福祉用具や介護テクノロジー等を用いるなど、介護現場での仕事のイメージが沸くプログラムとすること。なお、機器選定については関係機関（ながさき介護現場サポートセンター等）が協力可能。

（２）留意事項（イベント １、２ 共通）

次の（ア）～（カ）に特に留意すること。

- （ア）実施に際しては、イベントを統括できる者の配置を行い、イベントがスムーズに実施されるよう運営、管理に係る総合調整を行うとともに、イベント会場全体に統一感のある装飾を施すなどし、イベントを魅力的なものとすること。
運営スタッフに要する経費は受託者が負担すること。
- （イ）会場、仕事体験ブースの設営、資材、器具等の準備及び撤収
会場等の手配を行い、必要に応じた仕事体験用のブース等の設営を行うこと。
その際、資材や器具等が必要となる場合は準備すること。
イベント終了後は、ごみの分別回収・処分等に留意しながら撤収作業をおこなうこと。
- （ウ）雨天時の対策
雨天の際にも当イベントを実施できるよう対策を行うこと。
- （エ）運営スタッフの手配
各仕事体験ブースの運営スタッフとして、県内介護事業所の職員の参加について調整を行うこと。なお、介護のしごと魅力伝道師など、小中学生が介護の仕事を身近に感じ、就きたいと憧れたい人選が望ましい。施設団体への

協力依頼については県が行うが、具体的な業務内容や人数の計画を立て、プログラム内容について、事前に十分な余裕をもって協力者に対して協議やブース運営に必要な説明を行うこと。

(オ) 安全対策

イベント会場には、救護担当者や救護に必要な資材の調達、避難経路の確保、県との連絡調整者の配置等、必要な安全対策を講じること。

(カ) その他

イベント内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮した企画とすること。

(3) イベント等のPR及び参加者の募集

- 多くの方に参加していただくため、小中学生とその保護者に届くような広報媒体によるPRを行うこと
- (1)【イベント 2】への参加については、事前申込制を基本とする。
- なお、参加者の事前申込については、応募サイト等から申し込めるようにするなど多くの方が簡単に申込みできるようにすること。申込み多数の場合は公平に選定を行うこと。

(4) 参加者アンケートの実施及び結果分析

- 受託者は、参加者アンケート(小中学生及び保護者)を実施し、結果を取りまとめること。
- アンケート項目の内容等は県と協議するものとし、結果を分析したうえで、今後の企画・運営に資する助言等を記載すること。

(5) 成果物等の納品

委託業務の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに紙文書及び電子データにより下記のことを納品すること。

業務完了報告書(事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析、事業実施風景写真)

4(1)で作成した各仕事体験プログラム・イベントプログラム

4(4)で実施したアンケート 集計データ(エクセルデータ)

本業務において作成した資料、広告物等

その他県が、成果物として提出を求めるもの

5. その他特記事項

- (1)業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む) は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物 (写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等) を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者による会場の汚損及び損負傷又はイベント実施に当たって生じた参加者を含む第三者への損害は、受託者が交渉、弁償又は賠償等を行うこと。
- (6) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の了承を得て行うこと。
- (7) 仕様書について、疑義が生じた場合については、県と受託者が協議して定めるものとする。
- (8) 天災等のやむを得ない理由により、イベントの延期・中止、一部イベント内容の中止・変更等に伴って生じる委託金額の変更については、受託者において掛かった経費のうち、県が真に必要と認めた積算額で決定する。